

令和6年度 大阪府委託事業

中小企業組合運営指導事業(教育・啓発事業)

1. とき 令和6年10月

2. テーマ 【中小企業等協同組合法①】

組合の種類、性格、事業、

出資、議決権、選挙権、加入・脱退・払戻し等

3. 講師 大阪府中小企業団体中央会 連携支援部連携支援課 深尾 文恵

大阪府中小企業団体中央会

目 次

○ 組合の種類、性格、事業

1 - 1 組合の種類 · · · · · P 1～P 2

1 - 2 組合の性格 · · · · · P 3～P 4

1 - 3 組合の事業 · · · · · P 5～P 16

○ 組合員の権利義務

2 - 1 出 資 · · · · · P 17～P 18

2 - 2 議決権、選挙権 · · · · · P 19～P 21

2 - 3 加入・脱退 · · · · · P 22～P 34

2 - 4 払 戻 · · · · · P 35～P 36

◇ Q & A · · · · · P 37～P 45

参考資料等 ◇ 参考資料 · · · · · P 23、P 32、P 33

◇ 様式編（加入・脱退等に関する様式） · · · P 21、P 25～P 28、P 30、P 34

(1) 中小企業組合の根拠法



- ④ 「中小企業団体の組織に関する法律」 S 32.制定
- ③ 「中小企業等協同組合法」 S 24.6.1.制定
- ⑥ 中協法・中団法 H18.改正 H19.4.1.施行

- ⑤ 会社法 H17.7.16.制定 H18.5.1.施行
- ② (商法 M32.3.9.制定)

- ① 民法 M29.4.27.制定

(2) 主な中小企業組合の種類

組合の種類 組合の内容	事業協同組合（事業協同小組合）	企業組合	信用協同組合	労働組合	協業組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	資金の貸付、預金の受け入れ	組合員の事業の改善発展	組合員の事業を統合、規模を適正化し、生産性向上、共同利益の増進	利益追求
事業	組合員の事業を支える共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、農業等の事業経営	組合員に対する資金の貸付、預金・定期積金の受け入れ、その他	指導教育、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	定款に掲げる事業
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体
1組合員の出資限度	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の10	100分の25（合併・脱退の場合100分の35）	100分の50（中小企業者でないもの全員の出資総額は100分の50未満）	出資額に掲らず平等（ただし定款で定めたときは出資比率の議決権も可）
議決権	出資額に掲らず平等（1人1票）	出資額に掲らず平等（1人1票）	出資額に掲らず平等（1人1票）	出資額に掲らず平等（1人1票）	出資額に掲らず平等（ただし定款で定めたときは出資比率の議決権も可）	出資別（1株1票）
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	従事分量配当及び2割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款に定めた場合を除き出資配当	出資配当
設立要件	4人以上の事業者が発起人となる	4人以上の個人が発起人となる	300人以上が加入すること、出資金が1,000万円以上（東京都ほか金融庁長官が指定する人口50万人以上の市は2,000万円以上）であること	1都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行う者の2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	資本金1円以上 1人以上
行政の認可	必要	必要	必要	必要	必要	不要
加入資格	自由加入 (定款に定める地区内で事業を行う小規模事業者（概ね中小企業者）)	自由加入 (法人は、組合員の4分の1以内)	自由加入 (地区内の小規模事業者（概ね中小企業者）又は地区内居住所を有する者、勤労者)	自由加入 (地区内において資格事業を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者)	組合の承諾が必要 (中小企業者（組合員の推定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者)	無制限
責任	有限责任	有限责任	有限责任	有限责任	有限责任	有限责任
任意脱退	自由	自由	自由	自由	持分譲渡による	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の3分の1以上が組合員	ない	ない	ない	
従事比率	ない	全組合員の2分の1以上が組合事業に従事	ない	ない	ない	
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）		資金の貸付・預金の受け入れは、貸出総額・預金の総額の100分の20まで	共同経済事業のみ適用され、原則として組合員の利用分量の100分の20まで（特例あり）		
根拠法	中小企業等協同組合法（制定：昭和24年）		中小企業等協同組合法（制定：昭和24年）	中小企業団体の組織に関する法律（制定：昭和32年）		会社法（制定：平成17年）

全国中央会『中小企業組合ガイドブック』より一部抜粋

「中小企業等協同組合法」	「中小企業団体の組織に関する法律」
<p>◆法第5条（基準及び原則）</p> <p>第1項 ○ 相互扶助を目的 ○ 加入・脱退の自由 ○ 議決権、選挙権の平等 ○ 剰余金の配当の基準（主として利用分量配当とし、出資配当は從）</p> <p>第2項 ○ 直接奉仕の原則 (特定の組合員の利益を目的として事業を行ってはならない。)</p> <p>第3項 ○ 政治的中立の原則</p>	<p>◆法第7条（基準及び原則）</p> <p>第1項 ○ 営利を目的としないこと ○ 加入・脱退の自由 ○ 議決権・選挙権の平等</p> <p>第2項 ○ 特定の組合員の利益を目的として事業を行ってはならない。</p> <p>第3項 ○ 政治的中立。</p> <p>◆法第43条（定款）</p> <p>第1項 ○ 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定 (非出資組合にあっては除く。)</p>

« 組合の性格のポイント »

(1)相互扶助

組合は、互いの力を結集して問題の解決を図ろうとする組織であり、各人が協力し、組合事業の利用を通じて相互に助け合うことを、その精神としています。

(2)加入・脱退の自由

組合は、相互扶助の精神を基調とする組織であるから、加入の意思をもつ者には門戸を開き、脱退したい者にはこれを制限しない加入・脱退の自由を原則としております。

(3)議決権・選挙権の平等

組合は、中小企業者が互に協力してことに当ろうとするものです。そこで、組合は、出資の多少にかかわらず議決権・選挙権が平等であるなど、資本中心ではなく構成員の人格を基礎に運営されるようになっております。

(4)利用分量配当

組合の事業は、組合員を直接の対象としていますから、組合の剰余金は、組合員より徴収する使用料等が多額であったことが原因となっています。このような性格の剰余金は、本来組合員に属すべきものでありますので、主として組合の事業を利用した分量に応じて配当すべきものとされております。

しかし、組合も企業体として出資金を保有している以上、年1割の限度内で出資配当も認められております。

(5)組合員への直接の奉仕

組合は、その事業を通して、組合員の経済的地位の向上を図ることを目的としており、組合の活動は、すべて組合員のためのものでなければなりません。組合員に関係のない活動は一切できないことになっております。また、特定の組合員にのみ利益となるような活動はできません。組合員に対しては公平が原則となっております。

(6)政治的中立

組合は、経済団体であって、政治団体ではありません。政治に関与し、これに進出することは組合の目的とすることではありません。しかし、組合の健全な発展を図るための例えば国会等への建議、陳情等まで禁止するものではありません。

『組合法解説』及び大阪府中央会『協同組合のあらまし』より一部引用

◆法第9条の2（事業協同組合及び事業協同小組合）

1項一号～七号の一部抜粋

① 組合員の事業に関する共同経済事業（1項一号）

生産、加工、販売、購買、保管、運送、検査その他組合員の事業に関する共同事業は、組合の行う事業のうちで最も一般的、かつ、基本的なものである。

- ・共同事業用の物的施設(機械設備、建物等)を運営して行う事業活動、
- ・物的施設を手段としない一般的な経済行為を含む。組合員の事業に関するものである限り、共同購買・共同販売・共同受注・共同宣伝、共同研究開発、共同労務管理等を共同事業として行える。

その実施によって、組合員は、部分的な事業の共同化を行い、コスト引下げ、品質向上ないし規格統一等経営の合理化を図ることができる。

② 事業資金の貸付け(手形の割引を含む。)及び組合員のためにするその借入れ(1項二号)

- ・事業資金は、設備資金だけでなく運転資金も含まれる。生活資金の融通はできない。
- ・組合員が他人に転貸する資金についても貸付けはできない。
- ・組合員の事業上の債務の弁済資金は含まれる。
- ・事業資金の貸付けには、特に手形の割引を含むとされている（組合員が所有する受取手形に限られる。）。

③ 福利厚生事業（1項三号、2項）

組合員の福利厚生を図ることにより、その生活の向上、互助融和を図ることを目的とし、慶弔金の給付、家庭用品の共同購入、健康・教育文化面の増進等の活動。

- ・「慶弔金」「見舞金」等の給付であっても、金額が10万円を超えて給付されるものである場合には共済事業に該当することとなる。

④ 教育・情報の提供事業（1項四号）

組合員の事業及びこれに関連する新たな事業分野への進出に係る事業経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行う。

- ・組合事業に占める教育・情報提供事業の地位は大きく、重要性が高い。

★この事業を行う組合は、次年度における教育・情報提供事業の費用に充てるため、法定繰越金として、「・・・毎事業年度の剰余金の20分の1以上を翌事業年度に繰り越さなければならない。」（法58条4項）と、規定してある。

※ 法定繰越金の規定は、事業協同組合のみであり、他の組合（企業組合、商工組合、協業組合等）には規定なし

⑤ 新商品若しくは新技術の研究開発又は需要の開拓（1項五号）

組合の資格事業の関連性にかかわらず、組合員の新事業分野進出を支援する。

（平成9年改正追加）

- (1) 「新商品」、「新技術」：「組合員にとっての新商品、新技術」
「研究開発」：試験研究のみでなく、成果を商品化する等、実際に企業が事業に利用できる状態までを含む。
「需要の開拓」：マーケティング、試験販売、広告宣伝等を幅広く含む。
- (2) 貸付けの対象が組合の資格事業に限定されず、当然、新分野進出事業も含む。
- (3) 本事業の員外利用も他の事業同様可能である。

⑥ 団体協約の締結（1項六号、12項～15項、法9条の2の2）

法は組合が組合員の競争力を補強するための手段として団体協約の締結を認めている。

- 例えば**、
・製造業者の組合が問屋に対する場合、
・小売業者の組合が卸売業者に対する場合、
・下請け業者の組合が親企業に対する場合、
・特約店の組合が製造業者に対する場合等に活用される。

⑦ 前各号の事業に附帯する事業（1項七号）

組合は、1項一号から六号に掲げる各種の事業に付随した事業を行うことができる。

【例え】・共同生産又は共同加工を行う組合が、
生産などに伴い発生した副産物を加工し、一つの製品として販売する場合

- ・組合員が製造した機械等の販売を行う組合が、
組合員の信用を維持する目的で機械を使用する者のために修理を行う場合等が考えられる。
- ・組合の行う附帯事業であるから、共同事業それ自体を行わない場合には該当しない。

主な共同事業の種類

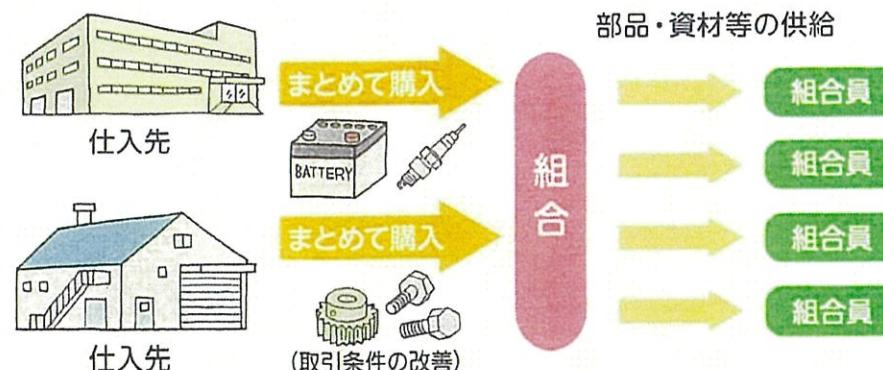
共同購買事業

仕入価格を
引き下げたい

仕入価格の
合理化を図りたい

購入商品の規格・品質
の均一化を図りたい

組合員が必要とする資材等を組合がまとめて購入し、組合員に供給する事業です。製造業をはじめ卸・小売業、運送業やサービス業の組合に至るまで、比較的幅広く行われています。仕入先等との交渉力が強化され、仕入価格の引下げ、代金決済等の取引条件の改善、購入品の規格・品質の均一化等が図られる等、組織化のメリットが比較的実現しやすい事業といえます。

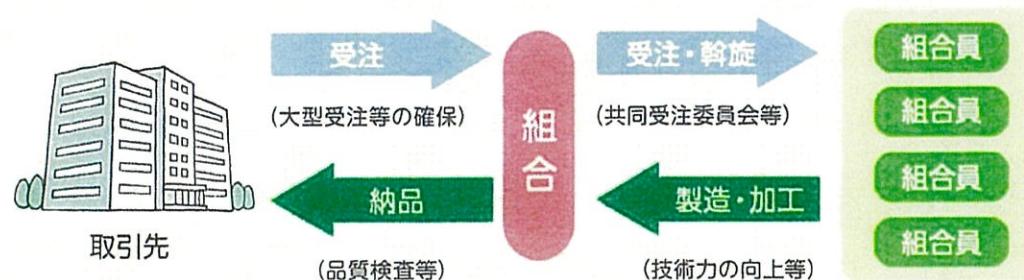


共同受注事業

受注の窓口を一本化して
取引条件を改善したい

受注の機会を
増やしたい

国内市場の縮小、公共事業の縮減等で多くの中小企業が受注の確保に苦慮しています。この事業は、組合が窓口となって注文を受け、組合員が分担して製造・施工等を行い、組合が納品するもので、組合員に斡旋する形態もあります。官公需適格組合が実施する行政等からの官公需共同受注事業が代表的で、大口の発注や大型の工事等を受注することが可能になるほか、取引条件の改善が可能になるといったメリットが得られ、組合員の技術力の向上にもつながります。

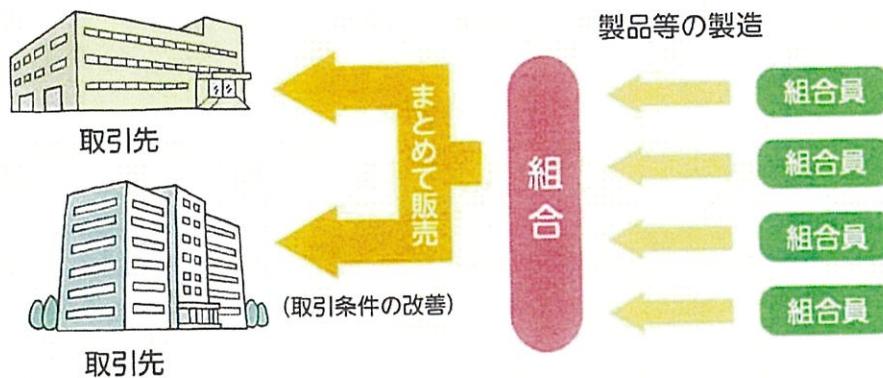


共同販売事業

受注の窓口を一本化して
取引条件を改善したい

受注の機会を
増やしたい

取引環境が変化するなかで、いかに新たな販路や市場に対応していくかが課題となっています。この事業は、組合員が製造した製品の販売等を組合がまとめて行います。これにより販売価格や決済条件等の取引条件が有利になるほか、大口需要先への対応や新販路の拡大等を図ることができます。インターネットを活用した共同販売も広く行われています。



共同宣伝・市場開拓・販売促進事業

売上を
増やしたい

組合員のイメージ
アップを図りたい

前述の共同販売事業や共同受注事業と連動して行われることが多く、組合員の製品や取扱商品の販路拡大、新たな市場開拓等を目指します。組合が中心となってブランド化を進め、全国規模でのPRを展開している事例もあります。展示会の開催・出展・共同での広告宣伝、共同売り出し、商店街のポイントサービスやクレジット事業等が代表的なものです。

共同生産・加工事業

原価を
引き下げたい

品質を
向上させたい

設備の効率化を
図りたい

個々の組合員では所有できない高額・大型の機械設備等を組合が導入し、組合員が必要とするものを生産・加工し、組合員に供給する事業です。これにより原価の引下げ、規格の統一、品質の向上、設備や仕事の効率化等が可能となります。共同施設の設置に関しては、高度化融資制度の活用や商工中金等からの融資のほか、国等からの支援策も充実しています。

研究開発事業

製品・技術の開発・
改善をしたい

新分野に
進出したい

企業の発展のためには、常に新たな製品や技術の開発、生産工程の改善等が不可欠です。この事業は、中小企業が単独で行うのが困難な調査研究や研究開発を組合が共同で実施するものです。組合が直接実施する場合や、大学や公的な試験研究機関に依頼して実施する場合があります。産・学・官の連携による研究開発も広く行われており、特にものづくりや農商工連携、地域資源を活用した新製品開発等の分野では国等からの支援策も充実しているため、組合として積極的に取り組むことが望まれます。

金融事業

信用力を
アップしたい

借入窓口を
拡大したい

組合が行う金融事業は、組合員に対する事業資金の貸付、手形の割引、または金融機関に対する債務保証等の形態で実施されます。必要な資金を組合が借り入れて転貸するケースや、組合の斡旋により組合員が直接借り入れるケースがあります。また、組合員が顧客や仕入先等と取引きする場合、組合がその債務を保証する事業も行われています。

教育・情報提供事業

後継者・従業員を
育成したい

経営に役立つ
情報が知りたい

人材は、企業経営の根幹をなすものです。企業・組合・業界を発展させるには、人材を育成せずに成し遂げられません。組合が実施する人材育成事業は、組合員をはじめ、その後継者や組合員企業の従業員等を対象に計画的・体系的な教育研修を行う事業です。経営ノウハウの共有化、組合員の経営に役立つ市場等の情報、技術情報、関連業界の情報等を収集し、組合員に提供するほか、技能検定制度を活用する等、業界における技術・技能の向上を目指し、従業員等の意欲の向上を図っていくことが重要です。近年は「情報」が重要な経営資源と考えられているため、組合や業界の情報を広く発信していくことが大切です。



福利厚生事業

組合員同士の
融和を図りたい

組合への参加意識を
向上したい

組合員の生活面の向上を図るための事業で、健康診断、慶弔見舞金の支給※、親睦旅行、レクリエーション活動等があります。

※慶弔見舞金等で10万円を超える金額を支払う場合は、共済事業に該当します。共済事業を行うためには、共済規程の所管官庁の認可等、別途要件があります。

共同労務管理事業

人材の確保・定着に
取り組みたい

管理経費を
削減したい

組合員企業の従業員の確保・定着あるいは能力開発等、組合員が行うべき労務管理の一部を組合が代わって実施します。これにより福利厚生等の労働条件や安全衛生、作業環境の改善のほか、従業員の定着率や技術・技能の向上が図れます。

外国人技能実習生共同受入事業

協同組合が監理団体となって技能実習生を受け入れ、実習実施者である組合員企業で実習を行うことで、我が国で開発され培われた技能・技術・知識の開発途上国等への移転等を目的とする事業です。監理団体となるための許可等、事業実施にあたっては一定の要件が必要ですのでご留意ください。

その他の事業

地域の中小企業が生き残っていくためには、新技術や新製品の開発、海外市場等への積極対応、地球環境問題への対応等が避けて通れないものとなっています。こうした状況のなかで、組合としても組合員の新たな戦略展開をバックアップする事業活動の展開が求められています。特にインターネットを活用した共同販売等の情報戦略、地域ブランドの開発と発信、海外市場調査、ものづくり技能の承継等は喫緊の課題であり、組合としてさらなる積極的な対応が望まれています。また、取引先との間で低価格や不利な取引条件を強いられる場合に、組合が組合員の取引先と交渉し、団体協約を締結して適正な価格や取引きを実現しようとすることも可能です。

全国中小企業団体中央会『中小企業組合ガイドブック』より抜粋

○組合員の権利義務

2-1 出資

◆法第10条（出資）

● （出資義務）「組合員は、出資1口以上を有しなければならない。」

法では、1口以上の出資をさせることを規定し、組合員の基本的義務を課している。

定款に、例えば、「本組合の組合員は、出資10口以上を有しなければならない。」と規定してあれば、これに従って出資しなければ組合員とはなれない。

組合員資格を有する者は、出資することにより、初めて組合員たる地位を得る。

なお、出資は、金銭出資と現物出資に分けられる。現物出資は、動産、不動産、その他の物件等で差し支えないが、その評価額について出資財産名、現物出資者名、これに与える出資口数等を定款に定めておかなければならない。

● （出資1口の金額の均一性）「1口の金額は、均一でなければならない。」

法に制限なく、1口は1万円から10万円ぐらいの額が適当

● （1組合員の出資持口数の制限）

事業協同組合、同小組合、企業組合及び商工組合にあっては、原則として、出資総口数の 25%。

信用協同組合にあっては、10%。

※ただし、信用協同組合を除く上記組合には特例あり。

組合員の脱退又は合併というやむを得ない場合に限り、かつ、総会の特別議決に基づく

承認を条件に、1組合員の最高持ち口数限度が35%まで認められている。

- ① 自由脱退の組合員の出資分を脱退予期间内に、他の組合員が譲受ける場合
- ② 合併、解散等法定脱退組合員の出資分を脱退後1年以内に他の組合員が引受ける場合

- (組合員の責任) 「その出資額を限度とする。」の有限责任。

◇参考

- (出資の払い込み方法)

分割払込制、全額払込制があり、定款に定める。全額払込制が望ましい。

- (出資証券)

任意に発行される証拠証券であり、組合員と組合との関係を証明する重要なもので、作成し組合員に交付するのが望ましい。なお、株券などと同様の有価証券ではない。

- (加入金)

組合は定款に定めることにより、新規加入者から加入金を徴収できる。

定款に規定する加入金は、持分調整金である。

他に、加入手続きに係る事務費を負担するという加入事務手数料があるが、加入金ではない。

権利金としての加入金を徴収することは好ましくない。

なお、加入金を徴収する組合はその額の決定は、総会で行う。

『中小企業組合必携』より一部抜粋

(1) 議決権及び選挙権

なお、協業組合も議決権・選挙権は原則、平等であるが、定款に定めれば、総議決権数の2分の1以内で、出資額に比例して配分することができ、かつ累積投票制度も採用できる。

- 議決権は、組合員が総会に出席して議決に加わる権利で、総会外において行使することはできない。
選挙権は、総会における選挙の投票権であり、無記名投票によるべきことを原則としている。
なお、総代選挙に限り、定款の規定により、地域別・業種別に応じ選挙されなければならない
が、総会で行う必要はない。
 - 特別の利害関係を有する組合員についても議決権の行使が認められている。

(2) 書面議決及び代理議決

- 総会の議決権については、画面（様式編【様式2】）又は代理人を持って行使（【様式3】）でき、これらによって議決権を行使する者も、出席者の数に入れる。

● 書面又は代理人による議決権の行使にあたる留意点（制限条件）について

- ア) 総会招集通知に記載された議案に限られる。
- イ) 代理人の範囲は、その本人たる組合員の親族又は使用人であるか、あるいは他の組合員に限られる（なお、法人組合員の「代表権を有しない取締役」も代理人に含まれると解される）。
- ウ) 代理人は組合員4人までに限り代理できる。なお定款規定の人数まで。
- エ) 代理人は、代理権を証する書面を組合に提出しなければならない。

● 白紙委任状は、理事長に対し代理人の選定を一任したもので、総会までに白紙の箇所（受任者、すなわち代理権を行使する者の氏名）が補完されてはじめて委任状としての効力を發揮する。

● なお、議長は、組合員として総会の議決に加わることができず、さらに議長は自分の代理人をして議決権を行使することも、また、他の組合員の代理人となることもできない。
しかし、普通議決事項について可否同数の場合は、議長の決するところによるとされており、特に議長に可否の議決権が与えられている。

● 役員の選挙は、無記名投票によって行なうこととされており、一方、書面議決については書面議決書に組合員の氏名が明記されなければ有効なものとは認められないことから、書面によって選挙権行使することは難しいものと考える。

● また、議長の選挙権の有無については、法は、議決権と選挙権を区別しているので、選挙権は剥奪されていないものと解されている。

◇ 様式編

【様式2】

年　月　日
○○○○組合理事長 殿
住　所
氏　名
㊞

書面議決書

私は○○年○月○日の第○回通常総会に都合により出席できませんので、下記事項について書面をもって議決権を行使致します。

記

第1号議案 定款変更について
(原案に賛成する。 原案に反対する。)

第2号議案 決算関係書類承認について
(原案に賛成する。 原案に反対する。)

【様式3】

年　月　日
○○○○組合理事長 殿
組合員住所
氏　名
㊞

委任状

私は○○○○を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

1. ○○年○月○日開催の第○回通常総会に出席し、
議決権（および選挙権）を行使する一切の件

総会継続または延期の場合も同じ

※ 様式は、『中小企業組合必携』に記載の 様式及び番号 を
使用。以下同様。

2-3 加入・脱退

加入

- ◆法第14条（加入の自由）、◆法第15条（加入）、
◆法第16条（相続加入）、◆法第17条（持分の譲渡）

1) 加入とは、組合成立後に、組合員資格を有する者が組合員となること。

組合と加入希望者との契約であり、申込に対する組合の承諾により成立する。

2) 加入の自由とは、中協法の基本原則。“来る者は拒まず、去る者は追わない門戸開放・機会均等”と
いうのが基本的な考え方である。

●【正当な理由】がなければ加入を拒めない。

「正当な理由」とは、組合への加入資格を有する者に対して一般的に保障されている加入の自由の権利が、
具体的な特定人に対して保証されないこととなつても、中協法の趣旨から、あるいは
社会通念上からも不当ではないと認められる理由をいう。

この加入を拒否し得る正当な理由は、

加入の申込みをする側にある場合と受入れる組合の側にある場合とがある。

◇ 参考資料

「正当な理由」

加入を拒否し得る正当な理由は、加入の申込みをする側にある場合と受入れる組合の側にある場合とがある。

前者については、

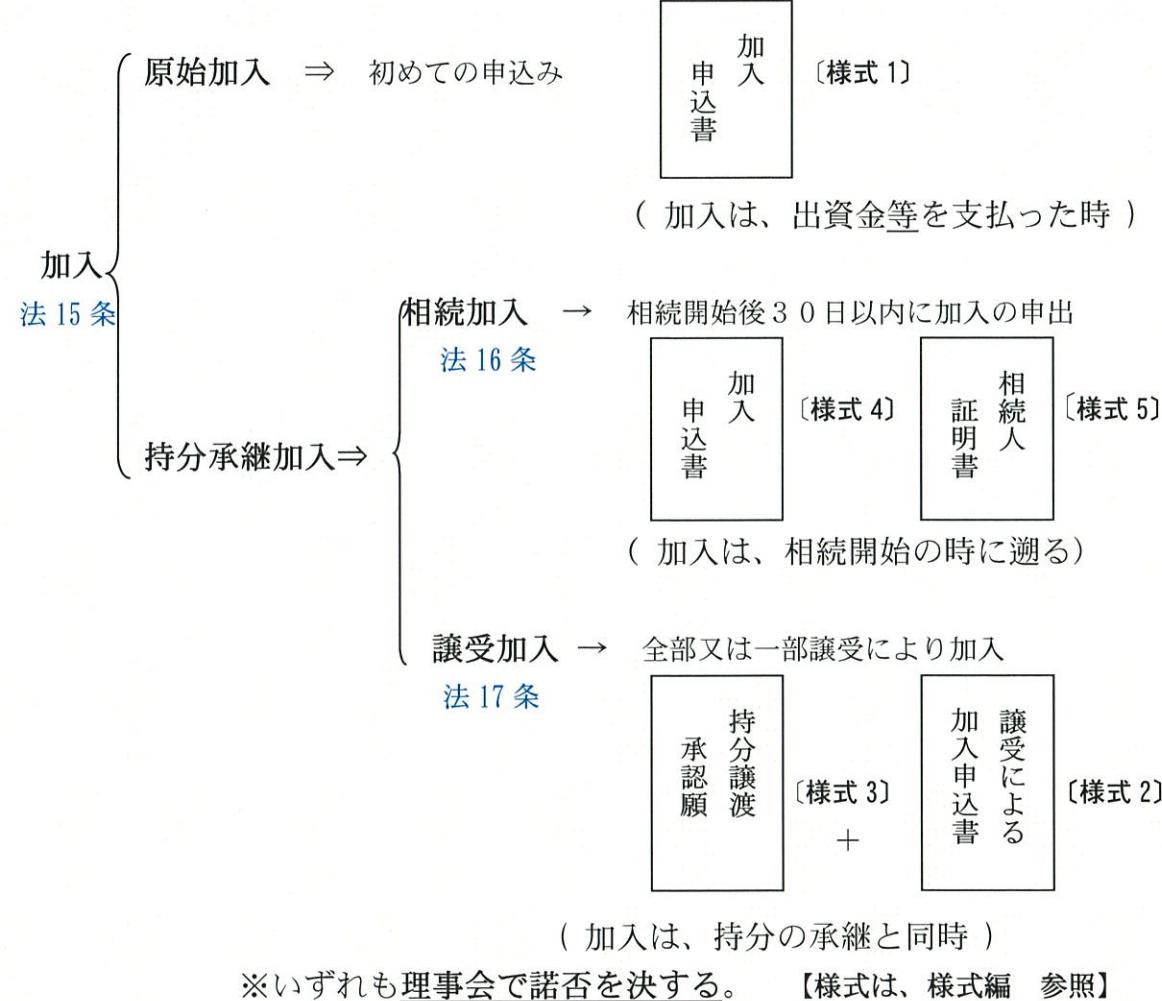
- ① 例えば、加入申込者の規模が大きく、これを加入させれば組合の民主的運営が阻害され、あるいは独占禁止法の適用を受けることとなる恐れがあるような場合
- ② 除名された者が除名直後またはその除名理由となつた原因事実が解消していないのに加入の申込みをした場合
- ③ 加入申込前に員外者として組合の活動を妨害していたような者である場合
- ④ その者の日頃からの行動からして、加入をすれば組合の内部秩序がかき乱され、組合の事業活動に支障をきたす恐れが十分に予想される場合
- ⑤ 加入により組合の信用が著しく低下する恐れがある場合
- ⑥ 組合員の情報、技術等のソフトな経営資源を活用する事業を行う際に、当該経営資源や事業の成果等に係る機密の保持が必要とされる場合において、例えば契約・誓約の締結、提出などの方法により機密の保持を加入条件とし、これに従わないものの加入を拒む場合（ただし、条件はすべての組合員に公平に適用されることが必要である。）等が考えられる。

後者については、

- ⑦ 組合の共同施設の稼働能力が現在の組合員数における利用量に比して不足がちである等、新規組合員の増加により組合事業の円滑な運営が不可能となるような場合
- ⑧ 総会の会日（日）の相当の期間前から総会の終了するまでの間加入を拒む場合等が考えられる。

『中小企業組合必携』より抜粋

3) 加入の形態と加入の手続き



◇ 様式編

【様式1】

年　月　日
○○○○組合理事長 殿
住　所
氏　名
印
加入申込書（原始加入）
このたび貴組合の定款を承認し、下記により貴組合に加入 いたしましたく申し込みます。
記
1. 事業を行う場所
2. 事業の種類
3. 常時使用する従業員数および資本総額　人　円
4. 引き受けようとする出資口数および金額　口　円

【様式4】

○○○○組合理事長 殿	年　月　日
住　所	
氏　名	㊞
 相続による加入申込書 貴組合の組合員○○○が○○年○月○日死亡し、私がその持分の全部を相続しましたので下記により関係書類を添えて加入を申し込みます。	
記	
1. 被相続人の住所および氏名 ○○市○○町○○番地　　何 某	
2. 相続人の住所および氏名 ○○市○○町○○番地　　何 某	
3. 相続年月日　　○○年○月○日	
4. その他の参考事項	

【様式5】

○○○○組合理事長 殿	年　月　日
住　所	
氏　名	㊞
 貴組合の組合員○○○の持分を相続することに下記の共同相続人の同意を得たことを通知いたします。	
○○○○相続人	住　所
住　所	
氏　名	㊞

【様式3】

○○○○組合理事長 殿	年　月　日
譲渡人	
住 所	
氏 名	㊞
譲受人	
住 所	
氏 名	㊞
持分譲渡承認願	
<p>このたび譲渡人○○○の持分○○口のうち○○口を組合員○○○（または加入しようとする何某）に譲渡いたしたいのでご承認下さるよう中小企業等協同組合法第17条（又は、中小企業団体の組織に関する法律第40条、若しくは中小企業団体の組織に関する法律第5条の14）の規定により申請いたします。</p>	
記	
1. 譲渡人	組合員 何 某
2. 譲受人	組合員 何 某
3. 譲り渡す出資額	何 口 円

【様式2】

○○○○組合理事長 殿	年　月　日
住 所	
氏 名	㊞
持分譲受けによる加入申込書	
<p>このたび貴組合組合員○○○より、その持分を譲り受けたので、下記により加入を申し込みます。</p>	
記	
1. 事業を行う場所	
2. 事業の種類	
3. 常時使用する従業員数および資本総額	人 円
4. 譲り受けた出資額および金額	口 円

【様式 6】

年　月　日		
加入申込者宛		
組合名		
理事長名		
加入承認書		
○○年○月○日付でお申し込みのあった組合加入のことについて承認することとなりましたのでご通知いたします。		
なお、出資額（ならびに加入金）は次によりお払い込み下さるようお願ひいたします。		
記		
1. 出資口数及び金額	口	円
(2. 加入金)		
3. 払込月日		
4. 払込場所	商工中金○○店当組合口座または当組合事務所	

脱 退

◆法第18条（自由脱退） ◆法第19条（法定脱退）

組合員としての地位を失うこと。

原因により、自由脱退、法定脱退の二つの態様に区分される。

(1) 自由脱退

●組合員は、自分の意思により自由に組合を脱退することができる。

脱退は、加入の時と異なり、組合員の一方的意志表示によって効果を生じ、組合の承諾を必要としない。

●しかし、年度の途中で組合員の脱退を自由に認めていたのでは、計画した事業の実施にそごをきたす恐れがある。また、第三者に対し不測の損害を与えかねない。

●法は自由脱退については、脱退時期を常に事業年度末とともに、脱退予告期間を90日以上1年以内の範囲内で定款に定めなければならないとしている。

⇒ 年度末90日前までに書面で予告し、年度末脱退

●脱退届を提出した組合員は、脱退の効果の生じる事業年度の終わりまでは、組合員としての権利義務を有する。

なお、脱退届は書面とし、証拠書類として永久保管すること。

【様式編】 【様式7】参照】

◇ 樣式編

【樣式 7】

(2) 法定脱退

- 組合員の意思のいかんにかかわらず、法の定める一定の事由が組合員に発生することによって、その組合員は当然に組合を脱退し、組合員としての地位を喪失する。
法定脱退の事由に該当するに至った時は、ただちに組合を脱退することになる。

●法定脱退事由

- ① 組合員資格の喪失・・・【例えは】
 - ・組合員が転業又は資格事業を全部廃止したときである。
 - ・組合員たる個人事業者が会社を設立したとき、あるいは、破産したときもこれに該当する。
 - ・なお、事業を一時停止したときは、それだけでは資格の喪失にはならないが、その休業が永続し、再開の見通しが立たない場合には資格の喪失になるであろう。
 - ・定款に定めた地区より組合員資格事業にかかる事業所の全部を地区外に移した場合も資格の喪失になる。
- ★逆に組合が定款を変更することによって組合員として継続する場合もある。
- ② 死亡または解散 ・・・・・・ 脱退の効力発生は死亡した当日、法人の場合はその解散の日
- ③ 除名 ・・・・・・・・ 次のページ 【参考資料 参照】
- ④ 公正取引委員会の確定した排除措置命令・・・組合員は小規模な事業者でなければならない。
小規模であるか否かの判断による。

◇ 参考資料

「除名」とは、組合員の意思に反して、その組合員たる地位を剥奪することである。

除名は、それ自体かなり裁量の余地のある、またそのやり方いかんによってはその後の組合の運営に大きな影響を及ぼしかねない性質のものといえる。その決定にあたって、組合執行部の意思が大きく作用するからである。

法律に定められている除名原因としては、次の事項がある。

- ① 組合施設（事業）を長期間にわたって利用しないこと。
- ② 出資の払込みや賦課金等経費の支払いをしないなど、組合に対する義務を怠ったこと。
- ③ 総会の承認を得ないで、自己または第三者のために組合の事業の部類に属する取引きを行ったこと（企業組合のみ）。
- ④ 総会の承認を得ないで、組合の事業の部類に属する事業を行い、または組合の事業の部類に属する事業を行う法人の役員となったこと（協業組合のみ）。

① 長期にわたり組合の事業を利用しない組合員は、

協同して事業を行うべき組合制度本来の趣旨に違反したものというべきであり、かつまた、同志的結合の意思を欠くに至ったものと認められ、したがって、組合員としての地位を与えておく理由がないものとされるのである。

② 組合員としての義務を履行する意思のない組合員は、

共同経営体たる組合の運営を消極的にではあるがやはり妨げるものであり、除名の理由とされる。ここにいう出資払込義務の解怠とは、出資1口金額の増加や引受出資口数の増加等のいわゆる増資の行われた場合、あるいは出資金について分割払込制を探っている場合の未払込出資金の徴収等について生ずる払込義務の解怠を指し、設立時あるいは加入時における出資の払込義務の解怠は含まれない。

この場合の出資未払いの者は、そもそも組合員たる地位を取得していないからである。

法律に定められている上記除名原因のほかにも、

組合と組合員間の信頼関係を維持できないものとして、定款にいくつかの除名原因を規定するのが通常である。その場合規定されるものとしては、次のようなものがある。

- (ア) 組合の事業を妨げ、また妨げようとしたこと。
- (イ) 組合の事業の利用について不正行為をしたこと。
- (ウ) 犯罪その他信用を失う行為をしたこと。

除名について総会にはかろうとするする場合には、

組合はその組合員に対し、総会の会日の 10 日前までに、除名の理由および総会において弁明すべき旨を通知（【様式 9】）するとともに、総会において必ず弁明の機会を与えなければならない。もっとも、通知をしたにもかかわらず本人が欠席した場合には、弁明の機会を自ら放棄したものとして、あらためて弁明の機会を与える必要はない。

なお、除名について上述の手続きを怠った場合は、決議取消しの訴えの原因となり、また理事は 20 万円以下の過料に処せられる（中協法第 115 条）。除名のための通知は、組合員名簿に登載されている住所にあてて発送すれば足り、本人が所在不明の場合でも通知したうえで、本人不在のまま総会を招集して除名の決議を行ってよい。

除名が総会において議決されたときは、除名した旨をその組合員に通知しなければ対抗できないものとされている。この除名通知（【様式 10】）は、後日の紛争を避けるために内容証明郵便で送付しておくことが望ましい。

『中小企業組合必携』より抜粋

◇ 様式 編

【様式 9】

殿	年　月　日
組合名	
理事長名	印
除名決議通知書	
○○年○月○日開催の本組合理事会において下記の理由により貴殿の除名決議案を通常（臨時）総会に提出することが議決されましたので通知いたします。	
なお、通常（臨時）総会において貴殿に対して弁明の機会を与えますからご出席のうえ弁明されるようお知らせいたします。	
記	
1. 除名の理由	
2. 総会の日時	
3. 場　　所	

【様式 10】

殿	年　月　日
住　所	
組合名	
理事長名	印
除名決定通知書	
本組合は、○○年○月○日開催の通常（臨時）総会において下記の理由により貴殿を除名することを議決しましたので、通知いたします。	
記	
除名を決議した理由	

『中小企業組合必携』より抜粋

2-4 払 戻

◆法第 20 条（脱退者の持分の払戻）

(1) 持分の払戻

- 組合員は、脱退と同時にその持分の払戻請求権を取得する。
定款の定めにより、その持分の全部又は一部の払戻しを請求できる。

●持分払戻請求権

「・・・持分は、脱退した事業年度の終における組合財産によって定める。」とあり、
持分払戻請求権は、持分が算定された後に行使されることになる。
法定脱退の場合は、脱退と同時に請求権を取得しても、その事業年度末まではこれを行使できない。

(2) 持分の算定

- 持分算定方式には、改算式（又は均等式）と加算式（又は差等式）方法の 2 つがある。

●改算式による主な払戻しの方法

- ・出資額限度方式
- ・簿価額限度方式
- ・全額払戻方式

なお、除名による脱退者の持分の払戻しは、定款の定めにより、その払戻し額の半額とするのが通例である。

(3) 損失分担額の徴収

組合に欠損を生じている場合は、組合は脱退組合員に対し、未払出资金を限度として、その負担すべき損失額を請求することができる。

◆法第 21 条（時効）

組合員から組合に対する「持分払戻請求権」及び、組合から組合員に対する「損失分担額の払込請求権」は、脱退の時から 2 年間これを行使しない時は時効により消滅する。

ただし、法定脱退の場合は、脱退と同時に持分請求権を取得しても、その事業年度末まではこれを行使できないから、この時効は、脱退のあった事業年度末から進行する。

◆法第 22 条（払戻の停止）

脱退する組合員が組合に対する債務を完済していない場合には、完済するまで組合は、持分払戻しを停止することができる。

Q&A I

出 資

(出資証券紛失の際の取扱いについて)

Q 1

協同組合の組合員が、その出資証券を紛失した場合、組合及び組合員はどのような手続きをしたらよいか。

A

出資証券は、組合と組合員との間における特定契約に基づく法律行為についての証書です。

市場性を有する証券ではないから、一般の有価証券と同様に取り扱う必要はなく、
例えば預金通帳、領収書等の紛失の場合の取扱いと同様、組合員より紛失届を提出させ、それにより
組合は新たに証券を再交付するだけで差支えない。したがって、公示催告の手続は要しません。

設問：全国中小企業団体中央会『中小企業組合質疑応答集』より一部抜粋

(期中移動のあった組合員に対する出資配当の計算について)

Q 2

次のように期中における加入又は脱退により移動のあった組合員に対する出資金の配当はどうなりますか？

- (1) 出資金を拠出して加入した組合員
- (2) 持分の譲り受けにより加入した組合員
- (3) 法定事由により脱退した組合員
- (4) 申出により自由脱退した組合員

A

それぞれ以下のとおりです。

- (1) 加入した月をとるか、またはその翌月からとするかについては、月の1日から15日までの加入はその月からとし、16日から月末までの加入はその翌月からとするのが適切と考えられます。
- (2) 組合員であった期間は加入したときから月末までですが、譲り受けた組合員持分はその事業年度当初より資本として機能していたはずですので、組合員であった期間による按分計算ではなく、事業年度の全期間についての配当金が計算されるのが適切と考えられます。
- (3) 法定事由に該当して脱退した場合、事由に該当した時点において組合員資格を失いますが、この場合でも出資金の払戻しは決算終了後となることから、出資金の運用益の配分たる配当は全期を通じて支払われるのが適切と考えられます。
- (4) 決算期末から90日前までに申出て期末に脱退し、その持分の払戻しは決算終了後となり、当然に通期の配当の受給権を有するのが適切と考えられます。

設問：全国中小企業団体中央会『中小企業組合質疑応答集』より一部抜粋

(員外者の出資について)

Q 3

中協法には員外者が出資してはいけないという禁止規定はないが絶対にいけないものか、その根拠をどこに求めるべきか。

A

組合員は1口以上の出資を有しなければならないということは、中協法第10条に規定するところであり、その出資額限度として責任を負うものであることも同条第4項に規定するところである。さらに協同組合とは組合員が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うため組織されたものであるから、これらを総合して考えるならば、組合は組合員のためのものであり、員外者が出資するということはあり得ない。

なお、員外者に組合事業を利用させるうえで必要があるならば、別途保証金で対応するべきである。

設問：全国中小企業団体中央会『新組合質疑応答集』より一部抜粋

(組合の債務に対する組合員の責任について)

Q 4

- (1) 組合の借入金、買掛金等の対外債務に対する組合員の負うべき責任の限度については中協法第10条の出資金を限度とする有限責任は絶対的なものであるか。
- (2) 上に関して貸付金、売掛金等の未回収のため、借入金等の返済不能を生じた場合、責任は誰が負い債権の追求はどこまで及ぶか。
- (3) 赤字累積による清算の場合はどうか。

A

組合がその事業の遂行上、第三者と取引をし、借入金、買掛金等の債務を負い、かつ、その弁済が不能となつた場合において、組合員が負うべき責任は、その出資額を限度とし、総会その他の議決をもってしても、これを超える責任を負わせることはできないものと解する（中協法第10条第5項）。

なお、組合が借り入れた資金を組合員に貸し付けた場合、組合が共同購買をした物品を組合員に販売した場合等において生じた組合と組合員間の債権債務関係については、出資と関係なく、組合に対して債務を負っている組合員は、弁済の責に任じなければならない。また、組合の第三者に対する債務について全部又は一部の組合員が組合のために連帯して保証している場合（いわゆる連帯保証）に、その保証をした組合員は、個人的に無限の責任を負うことになる。

設問：全国中小企業団体中央会『新組合質疑応答集』より一部抜粋

議決権・選挙権

Q 5

組合員が 250 名で、総会への本人出席が 30 人ほどしか来られない。

役員改選期には、役員選挙を書面でできないでしょうか。

A

組合法第 11 条（議決権及び選挙権）の解説では、

「役員の選挙は、無記名投票によって行うこととされており（法 35 条 8 項）、一方、書面議決については書面議決書に組合員の氏名が明記されなければ有効なものとは認められないことから、通常は書面によって選挙権を行使することは難しいものと考える。」と。

※役員選挙は、書面で記名投票はダメ！ 無記名投票による必要があります。

書面議決は、組合員の氏名を明記されなければ有効になりません。

Q 6

総会の委任状出席の人数制限については、何人まで可能ですか。

A

法 11 条（議決権及び選挙権）の規定で、

第 2 項中 「定款の定めるところにより、・・・」

第 5 項中 「代理人は、5 人以上の組合員を代理することができない。」と、あります。

よって、組合法の規定から、4 人以内で、組合定款に規定した人数を限度とすることになります。

Q 7

組合員である法人の代表取締役に代わり、取締役が本人出席として総会に参加してきた。

問題は、無いでしょうか。

A

法 11 条（議決権及び選挙権）の解説で、

組合員が法人である場合には、「代表権を有しない取締役は使用人の範囲に含むものとして、
代表取締役の代理人となりうると考えるのが適当である。」とあり、委任状が必要です。

加入

○持分譲受加入 (法定脱退した組合員の持分譲受加入の是非)

Q 8

組合員Aは、○年12月2日組合員資格喪失により法定脱退したが、その未払持分を譲り受けることによりBの加入を、翌年3月15日の理事会で承諾した。
このような資格喪失者の未払持分で譲受加入ができるか。

A

脱退した組合員の持分は、脱退と同時に持分の持つ身分権的なものが喪失しており、持分払戻請求権という債権が残っているだけである。

したがって、既に法定脱退した者の組合員としての 権利義務 を承継することとなる 譲受加入 ということはあり得ず、当該譲受人の加入は 新規加入の手続によらなければならない。

設問：全国中小企業団体中央会『中小企業組合質疑応答集』より一部抜粋

○支店ごとの加入 (組合地区内に支店をもつ企業者の加入是非について)

Q 9

1人の経営者が複数の店舗を持っている場合、それぞれの店舗ごとに組合に加入できるか。

A

支店は組合員になれないが、支店があれば、組合員になれる。

組合の地区外に本店（あるいは本社）がある場合でも、支店（あるいは支社）が地区内で事業を行っている場合は組合員になれる。こうしたケースでも組合員になれるのは地区外の事業主体（本社）であることは忘れてはいけない。

設問：清水透 著『中小企業組合理事百科』より一部抜粋

脱 退

Q 1 0

自由脱退について、定款では、予告すべき期間は、「事業年度の末日の 90 日前まで」であるが、90 日を下回った場合はどうなりますか。

A

法 18 条（自由脱退）の規定では、

「組合員は、90 日前までに予告し、事業年度の終において脱退することができる。」
とあります。

法の解説には、下記のとおり、但し書きがあります。

その予告すべき期限は事業年度末日の 90 日前である。

「ただし、90 日を下回った場合でも、他の組合員や第三者保護の面等で
組合が問題ないと判断した場合は、この限りではない。」

Q 11

法定脱退について

組合員の一時休業の場合の扱いはどうなりますか。

A

法 19 条の **法定脱退についての解説** には、

「組合員が転業又は資格事業を全部廃止したときは法定脱退である。組合員たる個人の事業者が会社を設立したとき、あるいは破産したときもこれに該当する。」と、あります。

「なお、**事業を一時停止**したときは、それだけでは資格の喪失にはならないが、その休業が永続し、再開の見通しが立たない場合には資格喪失になるであろう。」と、記されています。

アンケート



アンケートのご回答をお願い致します

ご視聴ありがとうございました

組合法① 講習

中小企業組合運営指導事業（教育・啓発事業）を受講いただき、ありがとうございます。皆様のご意見を今後の研修企画の参考にさせていただきたい、是非、アンケートにご協力をお願いします。

1. 貴組合の状況についてお教えください。

- | | | | |
|-----------------|-------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|
| ①組合員数について…………… | <input type="checkbox"/> 10未満 | <input type="checkbox"/> 10～30未満 | <input type="checkbox"/> 30以上 |
| ②事務局員数について…………… | <input type="checkbox"/> なし | <input type="checkbox"/> 1人 | <input type="checkbox"/> 2～3人 |
| ③設立からの経過年数について… | <input type="checkbox"/> 3年未満 | <input type="checkbox"/> 3～5年未満 | <input type="checkbox"/> 5～10年未満 |
| | | | <input type="checkbox"/> 10年以上 |

2. 受講者にアドバイスを教えるにさい。

- ①ご自身の従事年数について □ 3年未満 □ 3～5年未満 □ 5年以上
 ②ご自身の役職について □ 役員 □ 職員 □ その他（
 ③本研修（H23より実施）の受講について □ 今年が初めて □ 以前に参加したことがある

3. 本日の研修をどこで聴きましたか。(複数回答可)

- 中央会のH P
 - 大阪府のH P
 - 中央会のルマガ
 - 商工ニュース(マルガ)
 - その他 ()

□組合課題に合致した内容だったから □将来役に立つ内容と

- 空き時間に視聴できるから
 - 会場へ移動する必要がないから
 - 繰り返し視聴できるから
 - その他 ()

3. 本日の講座内容について理解できましたか

- よく理解じきた
□はま理解じきた
□あまり理解できなかつた
□理解できなかつた
理由()

□夫いに役立てることができる □役立てることができる

- (由
「本年度」の「終審権」を希望する「巡回修業」——「本拠地」にて「ダニ」、「蜘蛛」等の「害虫」

□共同事業活性化
□外国人

- | | |
|--------------------------------|--------|
| □事業承継（組合による組合員企業の事業承継支援） | □労務管理 |
| □事業承継（組合員企業のための進め方セミナー） | □消費税 |
| □組合B C P（組合による組合員企業B C P策定支援） | □組合会計 |
| □企業B C P（組合員企業のためのB C P策定セミナー） | □組合税制 |
| □組合ビジュヨン・事業計画の事例発表 | □組合法一般 |

□その他（

ご協力ありがとうございました。